

下 総 第 8 5 1 号
令和8年(2026年)6月29日

下関市監査委員	今 井 弘 文	様
同	山 元	浩 様
同	戸 澤 昭 夫	様
同	井 川 典 子	様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和2年(2020年)6月12日付け監査報告第13号及び令和5年(2023年)4月6日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置
(令和2年監査報告第13号)

〔 豊田総合支所建設農林課 〕

豊田総合支所建設農林課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 前2回の定期監査において、下関市豊田農業公園ほか5施設の管理運営業務の指定管理者が当該施設で自主事業を行う場合に、施設の使用許可又は目的外使用許可の手続がされていないことの改善を求めていたが、進展していない。早急に改善を図られたい。

(改善措置状況)

指定管理者が自主事業を行う場合は、自主事業ごとに施設の設置目的との整合性や業務・事業の整合性を検証した自主事業説明シートを添付した自主事業計画書を提出させ、自主事業の内容を審査し、その性質により以下のとおり整理した上で、然るべき手続を行うように改善しました。

- (1) 各施設の設置条例に規定する事業や業務と目的又は性質が同等な事業として市が認める自主事業については、当該自主事業による施設の使用承諾の手続を行います。
- (2) 指定管理者が利用者の人格として、各施設の設置条例に基づき施設を使用する自主事業については、各設置条例に基づく使用許可の手続を行います。
- (3) 各設置条例の設置目的とは別に施設を使用する自主事業については、地方自治法に基づく行政財産の使用許可（目的外使用許可）の手続を行います。

〔意見〕

- (1) 指摘事項(1)と関連するが、下関市豊田農業公園施設において、市が国から受けた補助事業（市が実施すべき事業）の一部を、指定管理者の自主事業として、指定管理者の費用で実施させているように見受けられた。適正に使用料や指定管理料を算定するためには、補助事業と自主事業の区分を明確にする必要があると思料する。さらに、補助事業の内容や同公園施設の性質（「公の施設」として位置づけられるか）に照らして、現在の管理方法（指定管理者制度）は適当か検証されたい。

(改善措置状況)

下関市豊田農業公園施設は、農村の体験や都市と農村の交流促進を図る目的を有していることから、住民の利用に供するために設置した公の施設と考えています。また、本施設を効果的、効率的に管理運営する方法としては、民間の能力を活用する指定管理制度が適切と判断しています。ご指摘及びご意見を踏まえ、自主事業に関しては、前述の改善を図り、今後も適切な管理に努めていきます。

監査の結果に基づき講じた改善措置
(令和5年監査報告第7号)

〔 豊田総合支所建設農林課 〕

豊田総合支所建設農林課に関する事項

〔指摘事項〕

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料等の収入事務において、納期限を20日以上経過し、なお未納であるにもかかわらず、督促状を発送していない事例が見受けられた。下関市債権管理条例施行規則の規定に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、下関市債権管理条例等の確認と規定に基づいた債権管理を適正に行うように指示しました。

また、履行期限までに履行しない者があるときは、債権管理簿を作成し、当該債権の履行期限の2週間後を目途に、期限を指定した督促状を発送するように改めました。

- (2) 行政財産の目的外使用許可に係る事務において、以下の事例が見受けられた。関係規定に基づき、適正に事務処理されたい。

ア 使用料の減免の手続において、下関市文書取扱規程に定める管財課長（令和4年4月1日からは資産経営課長）への合議が行われていないもの、減免申請がなされていないにもかかわらず、減免を行っているもの及び使用の許可を市長ではなく総合支所長で行っていたもの。

イ 使用料の算定方法を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

ア 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の減免事務については、関係規定を常に確認し、複数の職員で確認を行い適正に事務を行います。

イ 誤った金額で調定し、徴収していた使用料については、令和5年3月24日に差額分の納付が完了しました。また、今回の指摘を受け、使用料の算出に当たっては、複数の職員で確認することとしました。

- (3) 法定外公共物の使用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。

ア 使用料の算定方法を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも多く

調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

イ 使用を許可した際に交付する法定外公共物使用許可書が、下関市法定外公共物の管理に関する条例施行規則に規定する様式と合致していなかった。

(改善措置状況)

ア 誤った金額で調定し、徴収していた使用料については、令和5年4月28日に差額分の返還処理を行いました。また、法定外公共物の使用料の算定に当たっては、複数の職員で確認することとしました。

イ 最新の法定外公共物の管理に関する条例、同条例施行規則の確認を徹底するよう周知しました。

(4) 道路の占用許可に係る事務において、以下の不適切な事項が見受けられた。

ア 占用料の減免の手続において、下関市道路占用規則第8条の規定による減免を受ける旨の申請書への記載がないにもかかわらず減免を行っていた。

イ 占用料の額を誤ったことにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

ア 占用料を減免する際は、申請書に記載されているか必ず確認するよう周知徹底しました。

イ 誤った金額で調定し、徴収していた占用料については、令和5年4月26日に差額分の納付が完了しました。また、道路の占用料の算定に当たっては、複数の職員で確認することとしました。

(5) 前3回の定期監査において、下関市豊田農業公園ほか5施設の管理運営業務の指定管理者が当該施設で自主事業を行う場合に、施設の使用許可又は目的外使用許可の手続がされていないことの改善を求めていたが、進展していない。早急に改善を図られたい。

(改善措置状況)

指定管理者が自主事業を行う場合は、自主事業ごとに施設の設置目的との整合性や業務・事業の整合性を検証した自主事業説明シートを添付した自主事業計画書を提出させ、自主事業の内容を審査し、その性質により以下のとおり整理した上で、然るべき手続を行うように改善しました。

（１）各施設の設置条例に規定する事業や業務と目的又は性質が同等な事業として市が認める自主事業については、当該自主事業による施設の使用承諾の手続を行います。

（２）指定管理者が利用者の人格として、各施設の設置条例に基づき施設を使用する自主事業については、各設置条例に基づく使用許可の手続を行います。

（３）各設置条例の設置目的とは別に施設を使用する自主事業については、地方自治法に基づく行政財産の使用許可（目的外使用許可）の手続を行います。

以上